社会福祉法人富士福祉会定款

第一章　総則

（目的）

第一条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（１）第二種社会福祉事業

（イ）保育所の経営

（名称）

第二条　この法人は、社会福祉法人富士福祉会という。

（経営の原則等）

第三条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　地域社会に貢献する取り組みとして、地域の子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援する為、無料または低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第四条　この法人の事務所を沖縄県島尻郡字八重瀬町友寄７３４番地２に置く。

第二章　評議員

（評議員の定数）

第五条　この法人に評議員７名以上８名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第六条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

２　評議員選任・解任委員会は、監事１名、事務局員１名、外部委員１名の合計３名で構成する。

３　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

（評議員の任期）
第七条　評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）
第八条　評議員に対して、各年度の総額が二十一万円を超えない範囲で評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章　評議員会

（構成）
第九条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）
第一〇条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）
第一一条　評議員会は、定時評議員会として毎年度６月に１回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）
第一二条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招

集を請求することができる。

（決議）

第一三条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　定款の変更

(3)　その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第１５条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4　第１項及び第２項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第一四条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章　役員及び職員

（役員の定数）

第一五条　この法人には、次の役員を置く。

（１）理事　６名以上７名以内

（２）監事　２名

2　理事のうち一名を理事長とする。

（役員の選任）

第一六条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第一七条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び業務執行理事は、3箇月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第一九条　理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２　理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第二〇条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第二一条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第二二条　この法人に、職員を置く。

２　この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

３　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章　理事会

（構成）

第二三条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第二四条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1)　この法人の業務執行の決定

(2)　理事の職務の執行の監督

(3)　理事長の選定及び解職

（招集）

第二五条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）
第二六条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
２　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）
第二七条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章　資産及び会計

（資産の区分）
第二八条　この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
２　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
（１）沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄７３４番地２　所在の
鉄筋コンクリートブロック造陸屋根２階建　みどりが丘保育園
園舎　一棟（１１０３．８６平方メートル）
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
便所（３．６９平方メートル）

（２）沖縄県島尻群八重瀬町字友寄７３４番地２　所在のみどりが丘保育園
敷地（１，０００平方メートル）
３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。
４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第二九条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄県知事の承認は必要としない。
一　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
二　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第三〇条　この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第三一条　この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条　この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1)　事業報告

(2)　事業報告の附属明細書

(3)　貸借対照表

(4)　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5)　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6)　財産目録

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号及び第６号の書類については、定時評議員会に提出し、第１号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間（また、従たる事務所に３年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1)　監査報告

(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿

(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条　この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとす

るときは、理事総数の３分の２以上の同意がなければならない。

第七章　解散

（解散）

第三六条　この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章　定款の変更

（定款の変更）

第三八条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

２　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章　公告の方法その他

（公告の方法）

第三九条　この法人の公告は、社会福祉法人富士福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四〇条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則

この法人の設立当初の役員、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　　比屋根　方清
理　事　　屋富祖　康男
〃　　島袋　正光
〃　　長田　文次郎
〃　　謝花　八重子

〃　　神谷　春美
監　事　　金城　弘明
〃　　伊集　守晃

附　則

1　この定款は、法人設立の日（昭和５８年４月１日）より施行する。

2　第五条で定める評議員の人数は、平成２９年４月１日から平成３２年３月３１日までの間「４名以上」とする

附　則

この定款の改正は、平成７年３月９日から施行する。

附　則

この定款の改正は、平成１０年１０月８日から施行する。

附　則

この定款の改正は、平成１７年１０月４日から施行する。

附　則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成１９年１月２３日）から施行する。

附　則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成２０年６月１６日）から施行する。

附　則

この定款の改正は、沖縄県知事の認可の日（平成２５年１１月１１日）から施行する。

附　則

この定款は、平成２９年４月１日から施行する。

社会福祉法人富士福祉会　第１期評議員委員名簿

任期：平成 29 年 4 月 1 日から 4 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員委員会の終結の時まで

役職名	氏　名	性別	就任年月日	親族関係	代表権の有無	その他
評議員	屋冨祖　康男	男	平成 29 年度 6 月	無	無	
評議員	國場　律孝	男	平成 29 年度 6 月	無	無	
評議員	宮城　光子	女	平成 29 年度 6 月	無	無	
評議員	仲村　辰彦	男	平成 29 年度 6 月	無	無	

社会福祉法人富士福祉会　第１８期法人役員（理事、監事）名簿

任期：平成 29 年 6 月 14 日から 2 年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員委員会の終結の時まで

役職名	氏　名	性別	就任年月日	親族関係	代表権の有無	その他
理　事	謝花　清和	男	平成 13 年 4 月 1 日	施設長の父	有	
理　事	仲里　広茂	男	平成 29 年 4 月 1 日	無	無	
理　事	新垣　和樹	男	平成 29 年 4 月 1 日	無	無	
理　事	島添　章	男	平成 29 年 4 月 1 日	無	無	
理　事	中村　浩弥	男	平成 29 年 4 月 1 日	無	無	
理　事	謝花　和慶	男	平成 22 年 4 月 1 日	理事長の子	無	
監　事	石川　健	男	平成 13 年 4 月 1 日	無	無	
監　事	友利　勇栄	男	平成 19 年 4 月 1 日	無	無	

社会福祉法人富士福祉会　役員等の報酬に関する規程

（目　的）
第１条　この規程は、社会福祉法人富士福祉会（以下「本会」という。）定款第８条及び第２１条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員の報酬等について定めることを目的とする。

（報酬等の支給）
第２条　役員等には、勤務実態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。
（１）非常勤役員及び評議員については、業務に応じた報酬を支給することとし、通勤手当、期末手当、退職手当は支給しない。

（報酬等の額）
第３条　役員並びに評議員の報酬等の額は、次のとおりとする。
（１）非常勤役員

理事長	日額	５，０００円	（理事会出席等）
理　事	日額	５，０００円	（理事会出席等）
監　事	日額	５，０００円	（理事会出席等）
監　事	日額	７，０００円	（監事監査出席）

（２）評議員　日額　５，０００円（評議員会出席）

（報酬等の支給方法）
第４条　非常勤役員及び評議員に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

（費用）
第５条　非常勤役員及び評議員が出張する場合は、本会旅費規定に定める旅費相当額を支給する。

（改廃）
第６条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則
この規程は、平成２９年６月１４日から施行する。

社会福祉法人富士福祉会

評議員選任・解任委員会委員等の報酬及び謝礼金に関する規程

（目的）
第１条　この規程は、社会福祉法人富士福祉会（以下「本会」という。）定款第６条３項の規程に基づき、評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の報酬及び謝礼金に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の支給）
第２条　委員への報酬額は次のとおりとする。
（１）非常勤委員
委　員　　日額　　５，０００円（委員会出席等）

附　則
この規程は、平成２９年６月１４日から施行する。

重要事項説明書

社会福祉法人　富士福祉会

みどりが丘保育園（分園）

教育・保育の提供の開始にあたり、当園より説明すべき事項は、次のとおりです。

１　施設運営主体

名　　称：　社会福祉法人　富士福祉会
所　在　地：　〒９０１－０４１１
　　八重瀬町字友寄７３４番地の２
電話番号　：　０９８－９９８－２５７５
代表者氏名：　理事長　謝花　清和

２　利用施設概要

【本園の概要】

種別	保育園						
名称	みどりが丘保育園						
所在地	〒９０１－０４１１　八重瀬町字友寄７３４番地の２						
連絡先	ＴＥＬ　０９８－９９８－２５７５　ＦＡＸ　０９８－９９８－２５４２						
園長氏名	謝花　和慶						
利用定員	１２０名						
年齢別	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	
利用定員	１２名	１２名	１２名	２８名	２８名	２８名	
園児人数	１２名	１８名	１９名	２８名	２９名	２８名	
開設年月日	昭和５８年４月１日			定款の目的に定めた事業：第２種社会福祉事業			

【分園の概要】

施設の種類	保育園			
名称	みどりが丘保育園分園			
所在地	八重瀬町字東風平１１８７番地			
連絡先	ＴＥＬ　０９８－８３５－７６００　ＦＡＸ　０９８－８３５－７６１０			
園長氏名	謝花　和慶			
利用定員	４５名			
年齢別	０歳児	１歳児	２歳児	
利用定員	９名	１８名	１８名	
園児人数	９名	１２名	１１名	
開設年月日	平成２６年７月１日			定款の目的に定めた事業：第２種社会福祉事業

３　施設・設備の概要

【本園】

敷地	敷地全体	３，１００㎡
	園　庭	２，０００㎡
建物	構　造	鉄筋コンクリート造２階建て
	延べ面積	１，１９６．５㎡
設備の内容	乳児室	８０．５４㎡
	保育室	３３０．７９㎡
	調理室	４４．８６㎡
	事務室	４１．５㎡

【分園】

敷地	敷地全体	６００㎡
	園　庭	４５㎡
建物	構　造	鉄骨造１階建て
	延べ面積	１９２．４０㎡
設備の内容	乳児室	６５．１５㎡
	保育室	９０．４５㎡
	事務室	５．０６㎡
	キッチン	１０．５６㎡

4　施設の目的

社会福祉法人富士福祉会が設置するみどりが丘保育園及び分園（以下「当園」という。）は、社会福祉法人認可保育園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして乳幼児の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう明るく衛生的な環境において、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

5　運営の方針

1　当園は、教育・保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行う。

2　当園は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら利用乳幼児の保護者に対する支援及び子育て家庭に対する支援等を行うよう努める。

3　当園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号)、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号)、及びこども・子育て支援法（平成 24 年法律 65 号)、(以下「支援法」という。）その他関係法令等を遵守して運営する。

6　提供する教育・保育の内容

当園は、以下に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行う。

（1）　特定教育・保育

（2）　食事の提供

（3）　子育て支援事業

（4）　延長保育事業

（5）　その他　子どもの生活全体が豊かになる為の便宜の提供

＜法人理念＞

1．社会貢献　「保育所保育指針に基づく、子育て援助を通して社会に貢献します」

2．人材育成　「保育活動を通して、人としての大切な心を身に付ける」

3．地域交流　「行事や地域の人々との直接交流を通して、親しまれる保育園になります」

4．情報発信　「保護者・職員・地域住民が三位一体となり、地域情報の発信を行います」

＜保育理念・方針＞

健康・安全・安心感で豊かな人間形成を実現！
保育指針を踏まえ、保護者との信頼関係を基本に家庭的な園づくりを進め、楽しい会話でコミュニケーション力を増進させていく

＜保育目標＞※各クラスに年間保育計画表を掲示しています

み・・みんなと仲良く遊べる子

ど・・どこまでもチャレンジする子

り・・理想をつかみ取れる“　生きる力　”のある子

が・・ガンジューで元気な子

お・・思いやりのある子

か・・“　考える力　”のある子

7　職員の配置状況・職務分担　※下記の職員のほか、その他必要な職員を置くことがある。

【本園】

職　種	人　数	常　勤	非常勤	職務内容
園　長	1	1	0	教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
副園長	1	1	0	園長の補佐をするとともに、教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組む。
主任保育士 副主任保育士	1 1	1 1	0	園長・副園長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
保育士	２１	２１	0	保育計画及び立案とその計画、過程に基づくすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動が出来るように保育を行う。乳幼児記録及び家庭連絡等の業務を行う。 また、園内外の清掃及び環境整備を行う。
看護師	1	1	0	体調不良やアレルギーの子ども達への十分な対応やケアを図り、職員・保護者に健康管理の為の伝達と指導をする。

調理員	5	4	1	栄養士の作成した献立に基づき、利用乳幼児の発達段階に応じ、0 歳児の離乳食、1 ～2 歳児の幼児食及び 3 歳児以上の幼児食に係る給食及びおやつの調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員	1	1	0	経理事務、労務事務等に従事し、園の円滑な運営の為、園長を補佐する。
子育て支援員 保育補助員	3	0	3	子育て支援員の資格を保有し(保有していない者は、採用後に受講を促す)、保育士のサポーターとして補佐する (食事の準備・片付け、トイレ掃除、園内外の清掃等)
嘱託医	2	0	2	内科検診・歯科検診

【分園】

職　種	人　数	常　勤	非常勤	職務分担
副主任保育士	1	1	0	上記と同じ
保育士	１０	9	1	上記と同じ
子育て支援員、保育補助員	2	0	2	上記と同じ

当園に園内科医、園歯科医を置く。

(1) 園内科嘱託医　１人

園内科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

(2) 園歯科嘱託医　１人

園歯科医は、園児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康検診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園　　長	勤務時間帯（　７：０５～１８：４５）
副　園　長	勤務時間帯（　７：０５～１８：４５）
主任保育士、副主任保育士	勤務時間帯（　７：０５～１８：４５）
保　育　士	勤務時間帯（　７：０５～１８：４５）
看　護　師	勤務時間帯（　７：０５～１８：４５）
調　理　員	勤務時間帯（　７：３０～１７：００）
事務員、子育て支援員、保育補助員	勤務時間帯（　８：３０～１７：３０）

※シフトにより、各職種の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

８　教育・保育を提供する日及びしない日

１　当園の教育・保育の提供をする日は、月曜日から土曜日までとする。

２　当園の休業日は、次のとおりとする。

（１）　日曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（３）　12 月 29 日から 12 月 31 日及び翌年 1 月 1 日から 1 月 3 日

（４）　慰霊の日

（５）　暴風警報が発令された場合

（６）　その他、園長が必要と認めた場合

９　教育・保育を提供する時間

（１）開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月曜日～土曜日・・７時１５分から１８時４５分（延長保育含む）

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（１１時間）

月曜日～土曜日・・７時１５分から１８時１５分

延長保育時間・・・１８時１５分から１８時４５分

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）※保育制度により、月契約ありません。

月曜日～土曜日・・①7:30～15:30　②8:30～16:30　③9:00～17:00

延長保育時間・・・上記①～③以降、30 分経過毎に利用料追加

１０　食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います

	朝のおやつ	給　食	おやつ	備　考
０　歳　児	８時３０分頃	離乳食１０時３０分頃	１４時３０分頃	
		幼児食１１時２０分頃	１５時頃	
１　歳　児	〃	１１時２０分頃	１５時頃	
２　歳　児	〃	１１時２０分頃	１５時頃	
３　歳　児		１１時３０分頃	１５時頃	
４　歳　児		１１時３０分頃	１５時頃	
５　歳　児		１１時３０分頃	１５時頃	

※　献立表は毎月別途お知らせします

※　食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

※　宗教上の理由で食べられない食材がある場合は、給食室の設備及び調理上、許容範囲を超える除去の場合、保護者に弁当持参を依頼することがあります。

１１　利用料金※延長保育料、給食費

延長保育利用料金※現金支払い・・・３０分ごとに３００円、月契約の場合３，０００円
給食費※口座振替（引き落とし）・・３歳児以上より月額７，０００円

※幼児教育・保育の無償化により、３歳児から５歳児クラスの給食費は園支払いとなります
金額設定の根拠として、前年度の給食材料費を基に算出。

１２　園の利用に際する留意事項

（１）欠席する場合、または登園の時間が遅れる場合
当日に欠席の連絡をする場合または登園が遅れる場合は、電話またはコドモン配信で、その日の９時までに、ご連絡ください。

（２）急に延長保育が必要な場合
お迎えが遅れる場合は、ご連絡ください。原則として随時の延長保育扱いとなります。

（３）登園、降園する場合
送迎の際は、保護者も付き添われて保育者と送迎の確認をしてください。
園には靴履きでの登園をお願いします。サンダルでの登園はお控えください。
保護者以外の方に送迎を依頼する場合は、保護者から当園まで、ご連絡ください。

（４）朝の体温の確認
登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。

（５）感染症について
麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎・結膜炎等の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園する場合は医師の「治癒証明証」を提出する場合があります。または、当園の登園届を受け取ってください。
※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関しては、保護者が記入した経過報告書を提出してください。

＜感染防止対策について＞
・毎朝の検温（検温表への記録）、健康チェックをしてください。
３７、５℃以上の発熱がある場合には家庭保育のご協力をお願いします。
原則、解熱後２４時間は、登園を控えて頂くようお願いします。
・感染予防対策として、保護者の方の園内への出入りを控えて頂く場合があります。

（７）投薬について
原則として投薬依頼の受け入れは行いません。
登園する園児は、薬を必要としない健康な状態である事を基本とする為、薬が必要な場合は体調回復を優先して、家庭で療養してください。又、集団生活の中での投薬のリスクも考慮し、当園では安全な教育・保育の徹底に努めます。
※但し、特別な配慮を要する疾患（慢性疾病・病後の回復期等）と診断された場合、保育・教育時間中に長期間継続しての投薬が必要な時は、ご相談下さい。
投薬の際は、当園の与薬依頼書を提出してください

１３　嘱託医

園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

・内科

医療機関の名称	医療法人信和会　沖縄第一病院
嘱託医名	下地　圭
所在地	〒901-1111　南風原町字兼城６４２番地の１
電話番号	０９８－８８８－１１５１

・歯科

医療機関の名称	こちんだ歯科クリニック
医院長名	粟国　弘誉
所在地	〒901-0401　八重瀬町字東風平３９６番地の１
電話番号	０９８－９９８－８７１５

１４　緊急時における対応

・保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じた時は、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。
また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

・保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

〈近隣の緊急連絡先〉

八　重　瀬　町	児　童　家　庭　課	０９８－９９８－２５７５
警　察　署	糸　満　警　察　署	０９８－９９５－０１１０
消　防　署	島尻消防組合消防本部	０９８－９４８－２５１２

１５　ご意見・ご要望等に関する相談窓口

当園では、ご意見・ご要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

電話、文書、面接等の方法により相談・苦情を受けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

「ご利用相談窓口」

相談・窓口担当者：本村裕子（主任保育士）　相談解決責任者：謝花和慶（園長）

第三者委員：読谷山　吉和　ローソン沖縄　八重瀬町役場前店オーナー☎098－835-7275

崎濱　盛道　社会福祉法人光和福祉会　新島こども園園長☎098－994-2625

※担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。

１６　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月１回以上の火災避難訓練（年２回の自衛消防火災訓練通報有り）、消火訓練、地震訓練、津波訓練その他、必要な訓練を実施しています。

（１）地域防災拠点、広域避難場所

本園：園近隣の地域防災拠点（八重瀬町役場）　広域避難場所（屋宜原公園）

分園：園近隣の地域防災拠点（八重瀬町役場）　広域避難場所（八重瀬町役場）

（２）防火管理者　本園：園長　　消防計画届出年月日（平成２５年９月４日）

分園：副園長　消防計画届出年月日（平成２９年９月１日）

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・非常用電源	無	・スプリンクラー	無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有
火災避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月１回以上実施します。			

１７　虐待防止の為の措置に関する事項

虐待が疑われるときは、下記に通報いたします。

１　八重瀬町役場児童家庭課　０９８－９９８－７１６３

２　中央児童相談所　０９８－８８６－２９００

３　糸満警察署　０９８－９９５－０１１０

・窓口担当者　園長、主任保育士

・電話番号　０９８－９９８－２５７５

ＦＡＸ　０９８－９９８－２５４２

１８　利用者に対しての保険の種類

園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類：①賠償責任保険　②火災保険

保険の内容：①園児、建物　②火災

１９　園におけるその他の留意事項

禁　　煙	園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、及び営利活動はご遠慮ください。

２０　新年度用品・教材費

（１）下記の用品購入の際は、当園から徴収袋をお渡しします。
（２）取扱い業者によっては、金額の変更がある場合には御了承ください。

全　　園　　児・・・カラー帽子９００円
肌着２００円　※着替えの衣類が不足した場合
卒園、修了記念撮影６００円

２歳児から５歳児・・・体育着（上）２，０００円
〃　（下）１，６００円
の　　り　　１８０円
クレヨン　　６００円
は さ み　　３７０円
粘土（ケース）４８０円（２９０円）
おたよりケース２９０円

３歳児から５歳児・・・月刊絵本　月額４６０円

５　　歳　　児・・・・メロディオン唄口４６０円

～メモ～

保育園提出（保管）用

重要事項説明書の同意書

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名：　社会福祉法人　富士福祉会
みどりが丘保育園（分園）
所在地：　〒９０１－０４１１
八重瀬町字友寄７３４－２番地
説明者：　施設長　謝花　和慶

私は書面に基づいて、みどりが丘保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

記　入　日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

保護者住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

園　児　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
※園児名は兄弟時も含めて、記入ください。